



県評しずおか

静岡県労働組合評議会

〒422-8062
静岡市駿河区稲川2-2-1
セキスイハイムビルディング7階
TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973
Eメール kenpyo@mail.wbs.ne.jp

県民要求実現に向け 県と懇談

10月24日(木)「軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実を求める」大運動静岡県実行委員会は、41回目の対県交渉を行いました。県評はじめ新婦人・県商連や原発なくす会などの各団体から述べ100名が参加し10の部局へ県民要求について懇談しました。今年度は県の都合で1日だけの日程となり3会場での開催となりました。

代表幹事の石秀之郎 連会長から「先輩たちの歴史を引き継ぎ、私たちの切実な要求の実現に向け今日は頑張りましょう」とあいさつがありました。

今年も「危機管理部」「経済産業部」「交通基盤部」「くらし・環境部」「出納局」「健康福祉部」「教育委員会」「知事直轄組織」「経営管理部」「文化、観光部企画局」に要請をしました。県評は経済産



静岡県に県民の要求について懇談する参加者=24日、静岡県庁会議室

業部へ、働き方改革・外国人労働者問題・人口社会減・障がい者雇用等について要請しました。外国人労働者について一人の労働者として雇用するように、中間搾取の排除、職場移転の自由を認める等を求めました。

静岡県に外国人労働者は57,353人そのうち定住者が35,264人で技能実習生が11,989人いるが、実習生については適用できないとの回答でした。



パワハラ・セクハラは人権侵害の具体的な事例・対処法を話す河合労働相談室長=4日、産業経済会館

「はたらくみんなの元気の出る集会Part24」を開催しました。集会前の総会では2019年度活動のまとめと2020年度運動方針、会計報告と予算、2020年度役員を提案し承認されました。集会では、静岡県評労働相談室長の河合利夫さんが「職場のパワハラ」について講演しました。

今までは、賃金・残業代未払い問題の相談が一番多かったが、昨年は逆転し、パワハラ・セクハラ・いじめ問題の相談が一番多かったです。この傾向は全国

的にも同様で人権侵害に関する問題が増加とのことでした。

そして具体的事例を通して、パワハラを受けた時にどのように対応したらいいのか、またパワハラが起き

パワハラ・セクハラは 人権侵害

「はたらくみんなの元気の出る集会Part24」

組織拡大強化にむけ 討論を深める

東海北陸ブロック 組織拡大交流集会

10月26日、東海北陸ブロックの「組織拡大交流集会」を岐阜県下呂で開催し、講演「同一労働同一賃金」「組織拡大強化にむけて現状と今後の課題」「共済活動」と、二つの報告が行われました。また、三つの分科会「職場での未加入者への働きかけ」「非正規労働者の



組織の拡大を進めるため対話をと語る橋口全労連副議長

下において恒例の「あなたのお時給だけ」のシール投票(写真右上)を実施しました。当日は、人通りも多かったのですが46人の投票となりました。

投票結果は、非正規の方は885円、900円が一番多く、正規の方でも1200円台に集中していました。静岡県の最低賃金は10月に885円となりましたが、最賃違反はありませんでした。しかし、非正規労働者は最賃により近い時給で働いている実態が見えてきました。

貸会議室のご予約・お問い合わせは
一財) 国鉄労働会館静岡地方部へ
TEL054(285)4426・FAX054(283)6835

静岡駅から徒歩1分
定員14名(2部屋)・20名・30名
少人数の打合せ・会議・講習会におすすめです

ことが、労働者としての誇りだと思ふとの感想が寄せられました。

「職場での未加入者への働きかけ」の分科会では、公務・民間を問わず職場での体験が話されました。

組合を結成して間もない時期、会社からの監視、職場内の同僚からの嫌がらせ等、様々な不当労働行為が連発されたが、機関紙を活用したり、職場の不平不満を聞き、解決する姿勢を見せることで組織拡大につながっている。

仲間から相談を受けたら解決するために様々な行動をすることで労働組合があることをアピールしているなどの報告がありました。

組織拡大は「1人で10回、10人で100回対話する」「機関誌発行で、情報を伝える」など運動することが大切だと再確認した集会でした。

人間らしい生活を！いのちを守る 第4回静岡県民のつどい

11月10日（日）静岡市内で「人間らしい生活を！いのちを守る」第4回静岡県民のつどい」が開かれ、実行委員を代表して菊池仁実



「ママが幸せなら子どもたちは絶対に幸せ」と、シンママの支援について話す寺内さん＝10日、労政会館

行委員長（県評議長）から「暮らしが苦しくなっている中、憲法25条に見合った生活に遠く及ばない。7人に1人の子どもが貧困の実態を明らかにしながら解決の道を、さぐっていきましょう」と挨拶がありました。記念講演は、大阪社会保険推進協議会の寺内順子さん（シンママ大阪応援団）が「シングルマザーのリアルと具体的なサポート」と

題してお話ししました。寺内さんは、子どもの貧困率が高くなっている。大阪での貧困率の推移は1992年では8%、20002年に19.2%、2012年には21.8%とふえている。これは1999年の労働者派遣法の改悪（適用対象業務が原則自由化）で非正規が進み親の貧困・ワーキングプアが広がったため、子どもの貧困を招いている。

また、女性の貧困は一生続くのが特徴で、女性の正規も非正規労働者も賃金が低い。社会保障の不備による貧困もある。静岡市の国民健康保険と国民年金の保険料は、所得が100万円/年で34万円、150万円/年だと43.5万円と負担が大きい。社会保障は所得の再分配のほすが機能していない。

子育て世帯の8世帯に1世帯はひとり親世帯で、子どもの貧困解決は親の、さらにはシンママの貧困解決こそその視点が必要だと強調されました。その観点で、2015年から、シンママ支援サイトを立ち上げたところ、SOSが毎月数件ある。大事な相談者へ「すぐ返事をします」として「食、物、はありますか」と連絡する。意見を言わないことが大事です。

職場の安全衛生を実現するために 静岡県安全健康センター No. 65

地球環境は人の生存にとって良好に保つことは、安全・健康の最大の課題です。「生態系が崩壊しつつある」「行動を怠る大人は悪だ」という16歳のグレタさんのスピーチが注目されています。32歳の若い経済思想家、大阪市大の斎藤幸平准教授は、10月30日付け朝日新聞紙上で次のように評しています。「日本では『環境破壊を憂える少女の勇気ある表明』と報道されるが、込められた強い政治的主張は注目されて

いない。『大人は無限の経済成長というおとぎ話を繰り返すな』『システム自体を変えなさい』という彼女の発言は、資本主義システムが異常気象を引き起こしており、経済成長が必須の資本主義のもとでは気候問題に対処できないというメッセージなのです。

異常気象は温暖化による必然の結果ですが、日本ではまだ無意識に「自然災害」と思われれています。温暖化による異常気象は、既に1988年頃には世界中の科学者がデータを集めて予言していました。そのころNHKが特集番組を作っていました。そこには既に気温上昇、巨大台風、海面上昇、干ばつ、氷河の崩壊が全て予言されていました。番組の最後に科学者は「今ならまだ間に合う」と言っていたのですが、現在30年以上、現在のシステムは放置し、協定離脱を決めたトランプや石炭火力発電を進める日本の支配者らのように、あからさまに逆行している者すらいます。

グレタさんや、若者は直観的にシステムを替えなければならぬと訴えるようになってきました。欧米の政治勢力にもそのような認識を持つ勢力が生まれつつあります。斎藤幸平さんは、「再分配を強化した上で（格差を縮めるという意味）経済が活力を取り戻す、という議論では足りない。資本主義そのものが問題だ」とのことだ。かつてマルクスが警告していたことだ」と言います。深い思索と学習、そして展望が必要になっているのではないのでしょうか。

シングルマザー(シンママ)の 貧困解決こそその視点を

「女性の低年金問題」について 静岡地裁へ準備書面を提出

年金裁判

年金の減額は許さないと起こした裁判の第15回目となる口頭弁論が10月11日に静岡地方裁判所で開かれました。

裁判では「女性の低年金問題」についての準備書面を提出しました。

要点は第1に「女性の年金受給者の生活実態」女性

は、国民年金(5万円にも満たない)のみの受給者が多い。厚生年金であっても男子の約6割と、著しい男女間格差が生じている。

第2に「年金の男女格差・女性の低年金の原因」年金額は、現役時代の賃金等によつて大きく影響を受ける原告となっている女性は1985年以前から働き始めた世代。結婚退職・妊娠退職等で働き続けられなかった。離職後、再就職する場合は非正規雇用が多かった。

第3に「女性差別撤回委員会等の国際機関からの勧告」日本の公的年金は最低補償年金制度が存在しない。根強く残っている事実上の男女格差を最大限是正する



裁判終了後弁護士会館での報告集会＝11日

こと、と勧告している、などです。女性は、現役時代も差別



「桜を見る会」と題し一句「桜散る安倍政権もおわりかな...」と描かれています。他にも「倫理」「税金」などの言葉が散らばっています。

これ、年金でも差別されていることなく一律の減額が行われ、年金制度は最低限の生活を保障することが目的であるべきではないでしょうか。

公契約条例制定と改善運動 静岡県労働研究所 No. 55



建交労東海ダンプ支部の仲間たち

定例研究会が10月17日に開催され

では労働組合が結成できま

「建設業一人親方の労働組合から見た東海4県の公契約条例制定・改善運動の経過」と題して高橋立頭氏（建交労東海ダンプ支部書記長）が報告しました。

建交労東海ダンプ支部は、主に建設国保や労災保険、「共済」を軸にして組合活動を展開しています。税法上は自営業者扱いで、労働基準法の適用はありませんが、労働組合法が結成できま

静岡県では、会計課が担当部局なので、条例制定後の運用の面で労働雇用課を軸にするなどの提起が必要と思われま